

十日町地域広域事務組合監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年12月23日

十日町地域広域事務組合

監査委員 今出川 景

監査委員 水落 静子

令和6年度定期監査結果通知

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査対象 令和6年度組合事務事業の中で主要業務と考えられるもの
- 3 監査対象期間 令和6年度
- 4 監査実施日 令和6年11月26日
- 5 監査の方法
所管の財務に関する事務が法令等の定めるところに従い、適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意のうえ実施した。
監査は令和6年度の事務事業の中から監査対象事業を指定し、あらかじめ提出された監査資料に基づく監査と併せ、必要により関係職員の説明を求めて行った。
- 6 監査結果
事務事業の執行は、おおむね適正に行われていた。
- 7 意見
下記指定事業について、別紙意見書のとおり報告する。
 - (1) 消防ポンプ自動車更新
 - (2) 防火クラブ等活動補助金
 - (3) 山第1号 防火水槽解体撤去工事
 - (4) 津第1号 消防施設解体撤去工事
 - (5) システム保守委託（給与、財務、地域イントラネット）

令和6年度 定期監査意見書

令和6年12月20日

十日町地域広域事務組合
監査委員 今出川 景
監査委員 水落 静子

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年11月26日に、令和6年度の定期監査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

| 事業内容 | 意見 |
|---|---|
| 1 消防ポンプ自動車更新 ※事業調書により、担当（南分署）説明 | 地域特性に対応した新車両への更新（四輪駆動、軽量化、錆びにくい材質等）が図られることは大変喜ばしい。機会があれば、地域の方々へのお披露目等も検討いただきたい。 |
| 2 防火クラブ等活動補助金 ※事業調書により、担当（予防課）説明 | 活動範囲を水沢地区に限っていないとのことなので、需要があれば、地域を超えた防火活動にも取り組んでいただきたい。今後も活動しやすい体制づくりをお願いする。 |
| 3 【山第1号】防火水槽解体撤去工事 ※事業調書により、担当（警防課長）説明 | 『県発注の道路改良事業に伴い発生した解体工事』という背景から、随意契約理由について十分な合理性があることを理解した。解体後の同施設の新設に当たっては、補償料と有利起債を充当するとのことだが、引き続き適正な事業執行をお願いする。 |
| 4 【津第1号】消防施設解体撤去工事 ※事業調書により、担当（警防課長）説明 | 同上 |
| 5 システム保守委託 給与、財務、地域イントラネット ※事業調書、説明資料により、担当（総務課長）説明 | 『同一業者への委託が業務効率化に資する』という面は理解できる。一方で、随意契約制度の運用にあたっては、現下の情勢を踏まえた、より一層の厳格な判断が必要と考える。契約更新時等に再考いただきたい。 |